No.293　2022/9/1

1 Minute News

TEL　03(6402)9555
FAX　03(6402)9556
URL　http://www.kojimaz.jp
E-Mail　h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所　〒105-0004　港区新橋 6-19-21　ミドリヤビル 5 階

適格請求書発行事業者の登録はお済みですか？

Q 令和５年 10 月１日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）がスタートしますが、当社は特にまだ準備はしておりません。まず、どのような準備をすべきでしょうか？

解説

もともと課税事業者であれば、まず**適格請求書発行事業者として登録**をしましょう。免税事業者であれば、適格請求書発行事業者になるかどうか検討する必要があります。

１．　適格請求書発行事業者の登録

令和５年 10 月１日以後、消費税の課税事業者が支払先から適格請求書をもらえないと、仕入税額控除ができなくなるインボイス制度が始まりますが、適格請求書を発行するためには、適格請求書発行事業者として登録をしなければならないので、まず、登録の手続きをして、登録番号を入手する必要があります。

２．　登録申請のスケジュール

令和５年 10 月１日から適格請求書を交付したい事業者は、原則として**令和５年３月 31 日**までに申請書を提出しなければなりません。

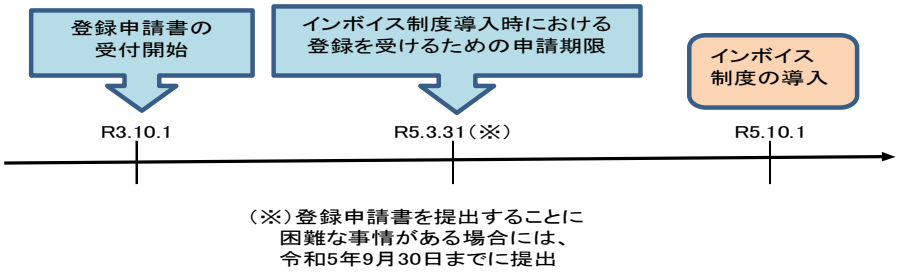

３．　免税事業者が登録を行う場合

免税事業者が、令和５年 10 月１日から令和 11 年９月 30 日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、その登録日から自動的に課税事業者となります。（**課税事業者の選択届出書の提出は不要です。**）

要するに…

免税事業者の場合、適格請求書を発行できないため、事業に影響がでることが予想されます。そのため、課税事業者を選ぶ方法もありますが、**売り先がそもそも消費者だけの場合**や、**売り先が簡易課税を選択している場合**などは課税事業者になる必要は少ないので、業種や事業に与える影響などから総合的に判断する必要があります。

小嶋税務会計事務所